



軽自動車税の減免 を行っています

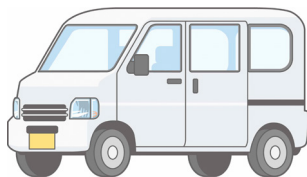
町では、身体障がい者などのために使用される軽自動車などについて、軽自動車税（種別割）の減免を行っています。

令和6年度に減免を受けたかたで、申請した内容に変更がない場合、減免が継続されますので、申請の必要はありません。運転者の変更や免許証の更新など申請内容に変更がある場合は、納期限までに再度、申請が必要です。

※令和7年4月1日までに身体障がい者手帳などの交付を受けているかたが対象です。

※自動車税（県税）との減免の併用はできません。

○申請期限
6月2日（月）



問い合わせ先

役場税務課軽自動車税係
☎(86) 1172【直通】

減免対象となる軽自動車税	必要書類
○社会福祉法人が所有し、社会福祉事業を行うために直接使用するもの ○特定非営利活動法人などが所有し、福祉サービス等公益的な活動のために直接使用するもの	・車検証 ・団体、法人等の規約、定款の写し ・自動車運行状況書（他の用途にも使用する場合、提出が必要です。）
①身体障がい者、精神障がい者または知的障がい者のかたが所有するもの ②18歳未満の身体障がい者や精神障がい者、知的障がい者と生計を一つにするかたが所有するもの ※障がいの内容や等級によっては減免が受けられない場合があります。	・軽自動車税納付書または口座振替用納税通知書 ・マイナンバーカード（納税義務者） ・運転免許証または マイナ免許証 （運転するかた） ・車検証（車検のない原付などは除く。） ・障害者手帳 ・入院証明書、通所証明書（該当のかたのみ）
○車の構造が身体障がい者などの利用に供するためのも（車いす移動車など）	・上記、必要書類及び仕様書、写真など構造について確認できる資料

浄化槽の法定検査を受けましょう

浄化槽は生活排水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。

浄化槽の使用者は保守点検や清掃とは別に、機能が正常に維持されているかを確認する法定検査が法律で義務付けられています。

検査は（公財）鹿児島県環境保全協会の検査員が行います。このうち定期検査は4年に1度の基本検査と、4年に3回の採水検査を行います。

検査対象となった浄化槽の使用するには、事前に日程通知がありますので必ず受検しましょう。



法定検査の様子

問い合わせ先

- ・役場水道課下水道係
☎(86) 1114【直通】
- ・（公財）鹿児島県環境保全協会
☎099(296)9000【直通】
- ・鹿児島県生活排水対策室
☎099(286)3685【直通】

検査手数料について（一般家庭5～10人槽）

採水検査員	基本検査 （ガイドライン検査）	—
3,000 円	5,000 円	合併浄化槽
	4,000 円	単独浄化槽